HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	"Landständishe Verfassung"考 (上) : 身分制の歴史理論的把握のために
Author(s)	成瀬, 治
Citation	北海道大學文學部紀要, 13(1), 27-72
Issue Date	1964-12-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33291
Type	bulletin (article)
File Information	13(1)_P27-72.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

„Landständische Verfassung“ 考（上）

——身分制の歴史理論的把握のために——

成瀬治

„Landständische Verfassung“ 考（上）

——身分制の歴史理論的把握のために——

成瀬治

序　論
一、„Ständischer Dualismus“ をめぐる諸問題
二、身分的自由の本質（以上本号）
三、Landesverfassung とその変容
四、「絶対主義」の国制的性格
結　論

序　論

わが国の西洋史学界においては、とりわけ中世国制史の研究者の間では、従来、中世より近世にかけての国制史的発展を、封建制国家（ないし中世国家）→身分制（等族制）国家→絶対主義国家という三段階にわけてとらえようとする傾向が、支配的である。(1) これは、それなりの根拠をもつことであろうが、しかしその場合、事柄が殆んどもっぱら「王権の発展」という側面からのみ考察されることは、「中世国家」がレーン制的権力秩序と同一視される傾向と結びついて、「身分制国家」および「絶対主義国家」の歴史的理解を歪めていると思われる。(2) すなわち、そこでは身分制議会の存在を制度的標識とする「身分制国家」が、ほとんど封建王制の最終段階と見做され、身分制議会の性格ないし機能は、「絶対主義」を志向する君主権が自己を強化するための財政上のオルガンという角度からのみ、とらえ

られることになる。[3] そして「絶対主義国家」は、レーン制的権力秩序が、モナルヒッシュな官僚制的統治機構によって、終局的に克服された状態という意味で、「中世国家」と尖鋭に対置される結果、いちじるしく近代的なイメージを賦与されるのである。しかしながら、このような考え方には、いくつかの重要な欠陥がある。その欠陥の意味するところは、行論の過程でしだいに明らかとなるであろうが、差当り、これらを箇条書的に列挙してみると、

第一に、レーン法的諸関係の克服によって直ちに近代的な官僚国家が出現するかの如き論法は、いわゆる「絶対主義国家」の国制的性格を過度に単純化し、ひいてはその歴史的本質を根本的に見誤らせるおそれがある。

第二に、このような立場では、「絶対主義国家」についての国制史的ないし政治史的な段階規定と、社会経済史家が「市民革命」との連関においてアンシァン・レジームに与える規定との間の裂目が、十分合理的に克服されえない。[4] たかだか「過渡期」といった言葉によって、形式的に、かつ曖昧に処理されてしまうにすぎない。

第三に、これでは、ヨーロッパ近世の国家生活を特色づける地方的独自性、ないし地域的な統合、つまり、いわゆる „Regionalismus“ という現象[5]を説明できなくなる。

第四に、このような発展段階論は、一面的に「行政」„Verwaltung“ の角度から近代国家の形成をとらえており、政治的諸権利の相互関係・相互規定のシステムとしての „Verfassung“ の問題を無視している。[6] このため、モナルヒーの持続性・安定性を保障する法的要因としての Legitimität を十分に説明することができない。

以上の諸点は相互に内面的連関をもつものであり、これらの方法的欠陥を除去するためには、何らか別個の視角から、別個の方法に基いて、近代的主権国家の形成過程をとらえなおす必要がある。中世国家像の根本的再検討がなされつつある現在、如上の欠陥がわが国の中世史学界でも既に認識されていることはたしかであろうが、さればとて、

これを克服する新しい理論は、今迄のところ提示されていない。

かような問題関心に導かれつつ以下に論ずるところは、„Landständische Verfassung“をめぐるドイツ歴史学界の研究成果を手がかりとして、西洋国制史における身分制（Ständewesen）の意義を再検討し、それを通じて、上述の課題にひとつの理論的な見透しを与えんとする試みである。その意味で、これはあくまで巨視的な「作業仮説」の域を出るものではなく、その有効性が幾多の個別的特殊研究によって検証されねばならぬことは、いうまでもない。(7)

（1）その代表的なものとして、堀米庸三著「西洋中世世界の崩壊」（一九五八）、とくに一四五頁―一四八頁。木村尚三郎「フランス封建王政、その確立過程、帰結」（『史学雑誌』六四の一〇、一九五五）、同「古典的封建制から絶対制へ」（「歴史学研究」二四二、一九六〇）。

（2）こうした傾向は、とくに、戦後のわが国西洋史学界における中世国制史の研究が、レーン制およびレーン制的権力秩序としての封建国家（ないし封建王制）の構造をめぐる、堀米庸三・世良晃志郎氏らの学問的折衝を、出発点にもっていたことと、深い関係があると考えられる。もとより、堀米氏は、「中世国家」を、レーン制のみによって構成されるものとは見ず、これを定礎する「非レーン制的」要素としての「家産制」に注目しているが、しかし、王権による国家的統合のための支配手段としてレーン制を（官僚制に対比しつつ）考えていることに変りはない。また木村氏は「古典的封建制」を公権力の分散状態（シャテルニーの並存状態）として、いわば非国家的に考えるが、氏のいう「封建王制」は、事実上、堀米氏の「中世国家」をさしているものと理解される。なお、このような中世国家観の問題性については、註（6）参照。

（3）註（1）にあげた両氏の研究のうち、堀米氏のそれは、すくなくとも等族制（身分制）の歴史的評価に関するかぎり、木村氏よりも積極的である。堀米、前掲書、一四七頁参照。

（4）「絶対主義」へのアプローチにおける、政治＝法制史的研究と社会＝経済史的研究の間のズレに関しては、拙稿「絶対主義とは何か」（「歴史教育」一九六〇、八号）で、私なりの整理を試みた。

（5）„Regionalismus“の問題を身分制との連関でとりあげた、ユニークな研究として、Dietrich Gerhard, Regionalismus und ständisches Wesen als ein Grundthema europäischer Geschichte : HZ 174, S. 307 ff. がある。

（6） これは、わが国の西洋中世史研究者の間における「封建国家」論争の背後に、ドイツのすぐれた比較国制史研究者ハインリヒ・ミッタイスのレーン制観が多少とも共通の出発点として存在し、強い影響を及ぼしつづけたことにもよると思われる。ミッタイスは、西洋のレーン制を、中世における官僚制の代替物ともいうべき支配手段として、レーン法を、いわば中世国家の行政法 Verwaltungsrecht として理解したのである。 Vgl. Heinrich Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters, 1953⁴, S. 19, S. 67, S. 424. そして、ミッタイスの中世国家観がわが国の学界に深い影響を与えたこと自体が、さらにいえば、マックス・ウェーバーの支配類型理論のわが西洋中世国制史家によるうけとめかたと密接に関連していたのではなかろうか。ところで、オットー・ブルンナーの指摘によれば、ミッタイスにかぎらず、一般にドイツの国制史家・法制史家の間では、従来、「中世国家」を問題にする場合、十九世紀いらいドイツで強力に発展した官僚行政との観念連関で、ことがらをもっぱら „Verwaltung“ の側からのみとらえる傾向が支配的だったのである。 Vgl. Otto Brunner, „Feudalismus“—Ein Beitrag zur Begriffsgeschichte : Akd. d. wiss. u. Literatur, Geistes-und Sozialwiss. Kl., Jahrg. 1958 , Nr. 10, 1959. S. 618 ff.

（7） 未熟ではあるが、拙稿「初期自由主義と『身分制国家』—ヴュルテムベルク憲法の成立をめぐって——」（「北大文学部紀要」8、一九六〇）は、ヴュルテムベルク公国における Landständische Verfassug の歴史的な意義を、「絶対主義」との連関で解明せんとしたものである。

一、„Ständischer Dualismus“ をめぐる諸問題

中世から近世への国制史的発展を考察するに当って、われわれは差当りドイツの諸領邦に対象を限定し、且つそこにおける「領邦身分〔議会〕制」※（Landständische Verfassung）に関するドイツ歴史学界での研究成果を、主要な出発点にえらんだ。それというのも、序論でのべた如き本稿の意図にとって重要な、身分〔議会〕制についての一般理論は、これまで、主としてドイツの学界から提出されており[1]、しかも問題の理論的究明を促進するような論争は、これまた主としてドイツの „Ladständische Verfassung“ をめぐっておこなわれてきた[2]からに外ならない。

さて、„Landständische Verfassung“ に関するドイツ歴史学界の研究動向を特徴づけているものは、とりわけ第一次世界大戦後活発になってきたところの、「身分制国家」の二元構造 (Dualismus) をめぐる論議である。[3] この問題はすでに十九世紀後半いらい、Landtag の性格や Landstände の起源をめぐっておこなわれた論争[4]の中に、潜在的に含まれていたと考えられるが、近時においては、より包括的な国家論の次元で扱われるようになった。いま、その典型的なものとして、第二次大戦後、スイスの歴史家ヴェルナー・ネフが提出したテーゼ[5]にたいする、ドイツ近世国制史の泰斗フリッツ・ハルトゥングの批判[6]をとりあげよう。

オットー・ヒンツェの学統をつぐネフは[7]、ヨーロッパ近世の比較国制史ともいうべき広い立場から、「封建国家」に続いて十三世紀以降に形成された、いわゆる「身分制国家」を「〃近代的国家〃の初期型態」としてとらえる。「近代的国家」の標識は、ネフにおいてもヒンツェと同様、国家的な Intensität および国家的な Bewußtsein の高度化に求められ[8]、Verwaltungs-und Machtstaat としての性格の強化が、かかる近代的国家の発展の基本線と考えられている[9]。ところで、ネフによれば、この意味での「近代的国家」の初期型態 (Frühform) は、中世末期に、国家形成の古来の担い手たるモナルヒーが自己を強化するのに対応して、あるいはこれに触発されて、第二の担い手が登場したとき、すなわち、モナルヒーの Korrelat としての政治的な Stände が力をもちはじめたときに、その姿を現わす[10]。ここからして近代的国家の初期型態にとって基本的な問題は、「二元的構成」Dualismus だということになる。しかし、そのさいかかる二元性が歴史必然的なものであったことに注目しなければならない[11]。君主権は、封建化 (Feudalisierung) によって分散せしめられ、それどころか「私的」なものにさえなっていた「国家的」な諸権利の一切をこの時点で、自己のものにすることができなかった[12]。また君主権は、時と共に増し加わる「公的」な課題を

単独で処理する能力をもたない。そこで、「第二の国家権力」たる Stände のための活動分野がいたるところに残っていたばかりではなく、これが自己を政治的に形成し、国家生活に参与することがさし迫った「必要」となってきたのである。[13] かくて「二元性」を規定しているところのものは「それによってはじめて十分な、秩序立った国家活動が可能であったところの、Fürst と Stände との協同作業（Zusammenwirken）」なのであり、[14] その意味で、両者の Dualismus は、単に成立しつつある「近代的国家」の政治的な表現形態と見なさるべきものではなく、これはかかる国家の „Konstitution" を制約するものなのである。[15]

かかるテーゼの史料的根拠として、ネフは一二一五年のイングランドの「マグナ・カルタ」をはじめ、十三世紀から十六世紀にかけて、ヨーロッパの各国で君主と諸身分との間に結ばれた「支配契約」Herrschaftsvertrag をあげた。[16] これらの特権状をネフが「支配契約」と名づけるゆえんは、個々の点における差異にもかかわらず、総じてこれらが、当時の国家生活における二つの Instanz たる Fürst と Stände との間に結ばれた相互的協定（しかもそれは Stände によって Fürst に課せられたものである）として、君主の「支配」そのものを制約する、一個の „Staatsrecht" という性格をもっていたところにある。[17] こうした性格は、とりわけ、いわゆる保障条項、すなわち君主側が一方的に契約を破って行動した場合、Stände はもはや君主の支配に服従する義務を負わず、さらには実力によって君主を彼に認められた権利範囲へと復帰せしめうることの規定において、端的に現われている。[18] しかし、これらの契約の主要な内容をなすところの、租税その他、君主にたいする Leistungen、一般に „Rat und Hilfe"（consilium et auxilium）が、これに関する Stände の「同意権」Bewilligungsrecht に依存せしめられていること、それどころか、しばしば、君主の司法、行政にたいする Stände のコントロールを明確に容認するごとき諸規定によって条件づ

けられていることは、Leistungen についての協定もまた、不可避的に、Herrschaft を制約せざるをえないことを示すであろう。[19]

このような留保条項において、モナルヒーの強化、拡大にたいする Stände 側の「権利防衛的」な、さらには、それ自体として Stände のエゴイズムにもとづくところの、「権利強化的」な態度が表現されている事実は、ネフもこれを認めるにやぶさかでない。[20] しかしながらネフのテーゼの特色は、むしろ、事柄のいまひとつの側面を力説するところにあった。すなわち、Stände は、単に自己の諸権利を防衛し維持しようと欲しただけではなく、さらにその「発展能力」を獲得しようと欲した。かれらは「旧き権利」の擁護者として、単純に革新を阻止せんとつとめたのではなく、君主が自己の判断のみにもとづいて「革新」に着手することを禁圧しようとした。いいかえれば、かれらは Land が、あるいは Landstände が、「新しい法の創造にさいして協力すること」を要求したのである。[21] そこで Stände は、何よりもまず君主の「法に違反する恣意」（例えば家門的利害にもとづく国土分割）にたいして、また一方的に君主の側よりする「法の制定」にたいして反抗した。しかし、かれらは、かかる „defensiv“ な意志とならんで、かれらなりにまた積極的な „offensiv“ な意志を――かれら独自のエゴイスティックな身分的利害を顧慮しつつ、しかし同時に客観的な Land 全体の利害をも顧慮しつつ――発展させたのである。[22] 「支配契約」締結のイニシァティヴが、圧倒的に Stände 側から出ている事実は、まさにかれらの志向が「konservativ-defensiv ならびに progressiv-offensiv な目的」をもっていたからではないか、とネフは推論するのである。[23]

さて、おおむね以上のごときネフのテーゼに対して、ハルトゥングは、考察の対象をドイツの諸領邦のみに限定した上で、次のような反論をこころみた。

ハルトゥング自身も――ドイツにおける国制的発展の多様性を念頭においてではあるが――大局的にみて諸領邦がその形成期において明確な「二元主義」的構造を有した事実を認め、この点ではネフ説に同意する。[24] しかし他方ネフのいわゆる「支配契約」の解釈に関しては、これらの文書の成立事情や性格、またその有効性を慎重に吟味した結果、深刻な疑問を投げかけている。

まずブランデンブルク辺境伯領について見ると、すでに一二八〇年および一二八一年、ランデスヘル（アスカニエル家）はラントシュテンデとの間に、「保障条項」を含む租税協定（Bedeverträge）を結んでいることが確認される。しかしながら、そのさいシュテンデの編成基盤は全体としての Land Brandenburg でもなければ旧来の歴史的 Landschaften (Altmark, Priegnitz, Havelland など) でもなく、ネフのいわゆる「dynastisch な恣意」にもとづいて分割されたラントであった。その上、貴族と都市との間には、いかなるつながりも認められない。[25] そして、その後の成行きは、シュテンデがランデスヘルの課税権を、「協定」にうたわれている狭い限界内におさえることに成功しなかったことを示す。そもそも、「恣意的な課税」にたいする「保障」が生み出されたか否かさえも、多くの場合には疑わしい。大局的に見ると、事態は十四世紀全体を通じて変化せず、この時代については「二元主義」などというものは殆ど問題にならない。なるほど後年のラントシュテンデ的国制の個々の要素たる貴族や都市は存在するが、これらの間には連帯意識が欠如しており、各身分はそれぞれ自己の利害のみを追求していたから、隣接領邦の身分仲間の方が、自己のラントの他の身分よりも近縁なものであった。ホーエンツォレルン家がランデスヘルとなっても、かかる状態を変えるような政策はとられない。むしろランデスヘルたちは、シュテンデを相互に噛み合わせ、まず都市の援助で貴族を、のちには貴族の援助で都市を屈服せしめることによって、かれらのラント支配を貫徹したのである。[26]

ところで、ネフが、「支配契約」と目する一四七二年の Vergleich において、はじめてブランデンブルクのランドシュテンデ（貴族・都市）が一体となって辺境伯アルブレヒト・アヒレスと協商するのが見られる。アルブレヒトが、先代選帝侯より遺された負債を償却せんがための新規課税への同意を要求したのに対して、シュテンデ側は、同意の交換条件として、かつての Bedeverträge に含まれていた諸条件を更めて提示した。すなわち、今回の納入金はもっぱら負債償却のためにのみ使用さるべく、将来は、慣習上認められている三つの例外的ケース（深刻な敗戦、シュテンデの助言により遂行される Landeskrieg、ランデスヘルの娘の婚資調達）以外には、新たな租税を要求しないこと。さらに選帝侯は、かれの後嗣らの名において、„Landschaft“ の助言なしにいかなる抵当設定をも行わぬこと。アルブレヒトはこれらの条件を受容れ、協約が成立した。[27] しかしながら、この協約をネフのように重要視するのは誤っている。この文書が、少くも外面上、選帝侯の布告という形をとっていることや、ネフが「支配契約」のノルマールな徴標と見なす「保障条項」が欠如していることは、さして問題でない。むしろ重大な欠陥は、この協定がいかなる明確な決着をももたらさなかった、つまり、実施されるにいたらなかったところにある。提示された一〇〇〇〇グルデンの負債をどれだけ引受けるか、その分担額について貴族と都市とは主張が対立し、貴族側に有利な選帝侯の裁定は直ちに都市の抵抗を誘発したため、結局、この租税徴集は貫徹されえなかったのである。[28] その上、一四八〇年のランタークで、一四七二年の協定が何らかの役割を演じた形跡すらない。ただはっきりしているのは、依然貴族と都市との間に横わる溝であり、しかもこのころからますます、貴族が都市のぎせいにおいてランデスヘルの財政的要求を認める傾向がいちじるしくなり、一四八八年以後、アルブレヒトの後嗣たちのもとで、都市の決定的な屈服とまさに並行して、„Landsändische Verfassung“ が完成されていったのである。ヨアヒム二世（一五七一歿）のもとで

ブランデンブルク辺境伯領のシュテンデ的発展は頂点に達したが、もはやアルブレヒト・アヒレスの協約については全く語られなくなった。「おそらくシュテンデは、この種の約束からは如何なる実際的な結果も期待できないことを見抜き、むしろかかるものの代りに――彼らが同意した租税を自己の管理下におくことによって――Dualismus を堅牢な制度に仕上げる道をえらんだのであろう。」そして、今後は新たな租税を要求しないという、かつての約束が空手形に終ったと全く同様に、ラントの興廃にかかわる一切の事柄の決定にはシュテンデの同意を要するという、政治的な約定もまた空文にとどまったのであった。(29)

次に、ドイツの領邦に関する「支配契約」のいまひとつの例としてネフが引合いに出した、ヴュルテムベルクの「テュービンゲン協約」（一五一四）の場合はどうか。なるほどこれは「疑問の余地なき支配契約」であって、そこでは両当事者たる Herrschaft と Landschaft との対等性が、仲介者たち（皇帝マクシミリアン一世および若干の隣接領邦君主）の介入により、外側からも強調されている。(30) しかし、これを以てドイツ領邦国家における „Landständische Verfassung" の正常な発展の典型的帰結とみなすならば、それは誤りというべきであろう。第一に、ヴュルテムベルクにおけるラントシュテンデの登場は極めて遅く、十五世紀中葉まで、シュテンデは何の役割も演じていない。(31) しかも、この領邦における „Landständische Verfassung" の形成を主として促進したのは Landschaft ではなく、ラントデスヘルたる Graf Eberhart I, im Bart（一四五九―九六。一四九五年 Herzog に昇格）の政策であった。すなわち、彼はその後嗣たるべき放縦な甥（のちの Eberhard II）との間に、その登位後におけるシュテンデ代表（顧問会議のメンバー）との「共同統治」を約束するような Hausverträge を結び、これをラントシュテンデに提示して、かれらの承認をえたのである。一四九八年、ラントシュテンデによるエーベルハルト二世の廃位という劃期的事件は、

公がこの契約を無視して恣意的な統治を行ったことの結果であった。[32]

ところで、ラントシュテンデが、次代のウルリヒ公との間に「テュービンゲン協約」を締結することができたのは、一方において、かの「貧しきコンラート」の一揆による政治的危機を利用したからでもあるが、むしろより本質的には、一四九八年のラントタークいらい貴族身分が帝国直属性の獲得によってラントシュテンデから離脱し、その結果、上層市民（Ehrbarkeit）を実体とする „Landschaft“ の「社会的統一性」が、その政治行動に堅牢なまとまりをあたえたからである。[33] かくてこの協定は、ラントシュテンデによるヘルツォークの負債の一部引受けを約束している点ブランデンブルクの租税協定とほぼ同様であるけれども、その交換条件としてランデスヘルの課税権の厳しい制限やシュテンデの権利領域の保護を承認せしめる „Landschaft“ の代表たちは、「ヘルツオークと同資格のファクター」として振舞い、且つこの協定は、その後におけるランデスヘル側の権利濫用や、それによって誘発されるラントシャフトとの慢性的な紛争にもかかわらず、永くヴュルテムベルク公国の国制の堅固な土台としてとどまったのである。[34]

ハルトゥングは、以上の二例に加えて、ネフがとりあげていないところの、いまひとつの代表的ケースとして、バイエルンの場合を考察している。[35] バイエルンにおける Landständische Verfassung の発展の端緒は、一三一一年、ニーダーバイエルン公（同時にハンガリー王）オットーの与えた Handfeste である。ここでヘルツォークとその兄弟たちは、かれらを負債から解放すべき一回限りの租税支払いの交換条件として、将来における租税徴集の断念を約したのみならず、シュテンデ（僧族・貴族・都市）に下級裁判権を委ねた。そしてこの協約証書は、一五・六世紀にわたって幾度も再確認され、さらにより多くの約定によって補われていったのであり、十五世紀いらいは皇帝もまた

これの確認に関与せしめられている。[36] これらあまたの特権状（Freiheitsbriefe）は、形式・内容ともに、その大部分が、ネフのいう「支配契約」に合致するものである。[37]

しかしながら、これら数多の特権状がラントシュテンデに与えられ（最後のものは一五六五年）、且つ代々のランデスヘルによって確認された（最後には一七八五年）ことからして、バイエルンにおける身分的国制のとりわけ強力な発展を推論しようとするならば、それは大へんな誤りである。これらの文書が現実の国制的発展に影響力をもたなかったことは、それらを一読して明かである。すなわち、いずれの特権状も、それに先立つ協定が守られなかったこと、新規の租税が必要であることを認め、そして、今回こそが最後の課税であり、諸身分の自由は決して縮減さるべからざることを、くりかえし確約しているのである。そのうえ、諸々の特権状を比較検討してみれば、この場合、ラントシュテンデの発展の基盤はオットー・ブルンナーのいう意味での Land（第三章参照）バイエルンではなく、ランデスヘルの分割統治政策によって生じた Landesteile なのである。一五〇五年にバイエルンのシュテンデが統一的なラントシャフトへと結集するにいたったのは、シュテンデ側のイニシァティヴに出ずるものではなく、逆にランデスヘルの絶対主義的政策のいたすところであった。[38]

「支配契約」の意義についての、以上のごとき再検討をおこなったのち、ハルトゥングは結論として次のように述べている。ドイツの「初期近代国家」においても、君主権力とシュテンデとの「二元主義」は明らかに認められるとはいえ、ドイツでの発展はある種の特殊性を示している。「ドイツでは、何処においても、Ständetum は〔Fürstentum と〕真に同資格の、共に国家を担うようなファクターになったことはなかった。[39]」しかも、このことの原因を君主権の優勢に求めてはならない。なぜなら、まさしく Ständetum の発展の停止ないし退行にとって決定的な時期たる十

六世紀に、ドイツの諸領邦はほとんど有能の君主を生み出していないのであるから。そもそも、この時期のドイツのStändetumにイングランドの議会が十七世紀中葉から示したごとき政治的な態度を期待するのは、アナクロニズムというべきなのである。[40] シュテンデの本来の志向は（イングランドの議会史にもその実例が見られるが）、国家への参与を要求することではなく、自己自身の権利領域の内部で、国家からできるだけ多くの自由を得ようとするところにあった。而してまさに、かかる身分的エゴイズムの強さ、そこからくる視野の狭隘さこそがドイツのStändetumの特徴であり、そしてこのことこそが結局はStändetumを没落に導いたのである。「形成途上の領邦国家の時期に於てすら……、より強力で進歩的な権力は、ドイツにおいては君主権だった」のである。[41]

さて、以上の如きポレミークを見るときわれわれは、そこに、かつてゲオルク・フォン・ベロウが„Landständische Verfassung“ないしLandtag制度の起源に関して、オットー・フォン・ギールケに加えた批判が、たといそのままの形に於てではないにしても、尾を引いていることを、直ちに認識するであろう。

法学におけるゲルマニステンの代表者たるギールケが主張するところによれば、ラントシュテンデの実体は、テリトリウムの諸身分の個々のメンバーが自由意志的に、誓約にもとづいて結成したところの„freie Einung“（自由社団）にほかならない。[42] しかも、このアイヌングという組織は、中世ドイツのテリトリウムが近代の領域国家へと発展してゆくさいに働いた、唯一のファクターではないにせよ、本質的・決定的な前提だったのである。[43] ベロウは、これに反論して、次のように主張した。アイヌングは何らか純粋にformalなものであって、その成員が特定の目的を達成せんがための一手段、つまり貴族や都市などが自己の旧来の権利ないし自由を防衛もしくは拡張せんがため、必要に迫られて結成したものにすぎない。それはシュテンデの全体を含むとは限らぬし、ラントタークの成員であるもの

のみの結合体である必要は更になかった。従って、ラントタークの成立に関して、アイヌングに最大の重要性を帰するのは誤りである。アイヌングは、決して „Landständische Verfassung“ もしくはその独特な組織を基礎づけたものではない。基礎を提供したのは、常に、これとは別個の「領域的結合」(der territoriale Verband) であった。シュテンデの勢力がアイヌングによって高められたことは認めねばならぬであろう。けれどもラントシュテンデはアイヌングの中に自己の基礎をもつものではない。アイヌング説は Territorium という形で存在した「強制団体」(Zwangsverband) を過小評価するところから生まれたものである。(44)

「アイヌング説」の代表者ギールケに対するベロウの批判は甚だ峻烈である。しかし、果して両者の立場は、「身分」の理解に関して、根本的に対立するものなのであろうか。われわれは、この問いに対して、否定的に答えざるをえない。何となれば、中世末期における Fürst-Stände の „Dualismus“ を、結局は両者とも „staatsrechtlich“ に理解しているのである。「国家」をいかに規定するかはともかく、„Dualismus“ の内部でシュテンデは、「公的」な権利の主体として——そのかぎりで爾余のラント住民と自己を区別しつつ——ランデスヘルに対抗するものとされているのである。(45) このことは、いいかえれば、両者において同様に、ラントシュテンデが「特権的な社会層」と見なされていることにほかならない。両者は——その程度のちがい、またこれをとらえる視角のちがいこそあれ——いずれも十九世紀的な、„Staatsbürger“ のモデルを、思考前提として（あるいは、歴史認識を制約する時代的イメージとして）もっているのである。(46) 中世のテリトリウムにおいては、もとより、この „Staatsbürger“ は身分的に編成された社会として現われる。しかし、この場合の「身分」とは、あくまで私的な、「社会的身分」Sozialstände なのであり、そのうちのあるものが公的、政治的な権利を所有することによって、はじめてラントシュテンデが成立する。

この考え方に関するかぎり、ギールケとベロウの間に本質的な差異は認められない。ただ、ギールケがこの過程を、korporativ なアイヌングの結成によってシュテンデが公的な権利をかちとる、いわば「下から」の運動としてとらえるのに対し、ベロウはランデスヘルが政策的必要にもとづいてシュテンデに公的な権利の一部を譲渡する、「上から」のはたらきに於てとらえる点に違いがある。[47] そして、これに対応して、„Dualismus“ の克服による領域的主権国家の形成過程が、ベロウにあっては君主権のいっそうの強化として、直線的にとらえられるのに対し、ギールケは、――中世の Land を社会身分的に編成された Volksgenossenschaft と考えるところから――これを弁証法的に説明したのであった。[48]

けだし、ギールケとベロウとは、何らか共通の十九世紀ドイツ的前提の上に立っていたのである。ギールケの国家学説の中心をなすものは、法人格としての „Korporation“ の観念であった。かれによれば国家の存在は、それが Korporation として立ち現われる場合にのみ、語られうるのである。そして、かかる Korporation を彼は „freie Einung“ から導き出そうとしたのであった。これに反し、ベロウに於て国家は、〔啓蒙〕絶対主義的な意味での、モナルヒッシュな „Anstalt“ と考えられている。しかし、結局は両者とも法学的に構成された「国家」理論から出発しているのであり、さらにいえば、両者いずれもが十九世紀ドイツの立憲君主制的な国家体制という土台の上に立っていた。ただギールケは、一種の自由主義者として、国家権力の任務の制限にアクセントを置いたのに対し、より保守主義的なベロウは君主権力に力点を置いた、というだけの違いである。[49] われわれは、かれらの背後に、一八一五年のドイツ連邦規約第十三条[50]、一八二〇年のウィーン最終規約第五十七条[51]に定められた „Landständische Verfassung“ と、これにより一部制限されるにすぎぬところの、国家原理としての „Monarchie“ という権力構造の、強大な影響力

を看取せずにはいられない。

„Ständischer Dualismus" に関するギールケとベロウの、一見対立的な見解が、のちにオットー・ヒンツェによって折衷されるにいたったのも[52]、決して偶然ではないと思われる。そしてまさしくここ――両者の「総合」を敢て試みようとしたヒンツェの構想と、それが孕む方法論的な問題の中にこそ、われわれの研究の新たな出発点がひそんでいたのである。次章において、その問題をとりあげることにしよう。

※Landständische Verfassung という術語には、広、狭二義あり、狭義においては「領邦身分議会」（Landtag）を具えた国制を、広義には、これをも含めて、ひろく身分的に構成された領邦の国制を意味する。

（1）ドイツ以外の研究者で「身分制」に関する一般理論を構築したものとして、ベルギーのエミール・ルースがあるが、彼の理論がいかに多くをドイツ学界の成果に負うているかは、その主著を一読して明らかである。Vgl. Emile Lousse, La société d'ancien régime. Organisation et représentation corporatives, I, 1943. なお、一般理論におけるドイツ学界の顕著な貢献については、「国際歴史学会第十回大会における「身分制議会史研究のための国際委員会」のレポート」(H. M. Cam-A. Marongiu-G. Stökl, Recent work and present views on the origins and development of representative assemblies: Relazioni del X congresso internationale di scienze storiche, vol. 1.) 参照。

（2）ドイツの学界での論議については本章でのべるが、そのうちの „Einung" 評価をめぐっては、エミール・ルースの学説にたいするジャック・ドーントの批判も注目される。Vgl. J. Dohndt, « Ordres ou puissances? »: l'exemple des États de Flandres, Annales E.S.C. 5 Année. 1950. S.289 ff. しかしこの論争は、その本質において、後述のごときドイツ学界でのそれと異るものではない。

（3）そのさい論議の中心におかれているのは、Landstände がどのていどまで Land 全体を代表したかという問題である。この点は最近、ヘルビックによっても指摘されている。Vgl. Herbert Helbig, Ständische Einungsversuche in den mitteldeutschen Territorien am Ausgang des Mittelalters : Album H.M. Cam. vol. 1, 1961, p.188 f.

（4）Landständische Verfassung の研究史については、Otto Brunner, Land und Herrschaft, 1959[4], S. 416 ff. が最も

すぐれた展望を与えている。なお、邦語文献としては、中村賢二郎「Landstände の形成と領邦国家の発展」（「史林」三六の一）、拙稿「ドイツ領邦国家と身分制国家」（「歴史教育」一九六二、七号）が、簡単なながら、いずれも「二元性」の問題に触れている。

(5) Werner Näf, Herrschaftsverträge und Lehre vom Herrschaftsvertrag : Schweizer Beiträge zur Allgemeinen Geschichte, Bd. 7, 1949, S.26 ff. ; Ders., Frühformen des „modernen Staates" im Spätmittelalter : HZ 171, 1951, S. 225 ff.

(6) Fritz Hartung, Herrschaftsverträge und ständischer Dualismus in deutchen Territorien: Schweizer Beiträge zur Allgemeinen Geschichte, Bd. 10, 1952, S. 163 ff. (この論文は、のちハルトゥングの論文集 Staatsbildende Kräfte der Neuzeit, 1961, S. 62 ff. に収文、以下の引用はこれによる)。

(7) ネフの学問的形成については、Vgl. Willy Andeas, Werner Näf. Eine historiographische Würdigung, HZ 190, S. 78 ff.

(8) 「近代的国家」の概念規定の困難さをネフが無視しているわけではない。Vgl. Näf, Frühformen., S. 238. 而してこのことは、かれの師であるヒンツェがすでに自覚しており、そのために何らかの「理念型」を認識手段として適用することの必要を説いたのである。Vgl. Otto Hintze, Wesen und Wandlung des modernen Staates, Sitz. Ber. der Akad. Berlin 1931, in : Staat und Verfassung, 2. Aufl., hrsg. von G. Oestreich, 1961, S. 470 ff. (以下、ヒンツェの諸論文の引照はこの論集による) 但し、ヒンツェ自身は、ここで「近代的国家」の「理念型」を構成すべき抽象概念として、次の四つのものをあげている。

1. der souveräne Machtstaat im Rahmen des europäischen Staatensystems,
2. der relativ geschlossene Handelsstaat mit bürgerlich-kaptialistischer Gesellschafts-und Wirtschaftsform,
3. der liberale Rechts-und Verfassungsstaat mit der Richtung auf die persönliche Freiheit des Individuums,
4. der alle diese Tendenzen umfassende und steigernde Nationalstaat, mit der Richtung auf die Demokratie.

しかしヒンツェによれば「国家」とは、これを静態的・構造的にとらえれば „Anstalt" であり、動態的・機能的にとらえれば „Betrieb" なのであり Ibid., S. 472、まさしくネフのいう「近代的国家の初期形態」は、形成されつつあるヨーロッパの国際社会の内部における不断の権力斗争 (Rivalitätskämpfe) と連関する国家生活の近代化、すなわち „Intensivierung und Rationalisierung des Staatsbetriebs" および、

これにたいする Reaktion として出現する ständische-repräsentative Verfassung を以て特徴づけられるのである。Vgl. O. Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung, HZ 143, in : Staat und Verfassung, 2.A., S. 144. S. 184 なお、ネフが、かかる「近代的国家」を、一面的に „Sachtstaat“ という角度からのみとらえていないことについては、本章の註（23）参照。

（9）Näf, Frühformen., S. 238 f.

（10）Ibid., S. 227.

（11）ネフによれば、かかる必然性は、レーン制的前提を、本来的にはもたない Kolonialland としてのブランデンブルク辺境伯領の国制史的発展において、最もよく示されている。すなわち、ここでは、領邦君主自身によって設定された地方的特殊権力（Gutsherren, Bischöfe, Städte）が、やがて君主権から離脱し、「第三の国家権力」たる Stände を形成するにいたるからである。Näf, Frühformen., S. 228.

（12）Ibid., S. 227. 権力の「封建化」についてのネフのこうした理解自体は、今日の中世国制史家がいうところの、「古典学説」的立場を示すものといわねばなるまい。ヒンツェの場合も同様である。

（13）Näf, Früformen., S. 227 ; Ders., Herrschaftsverträge., S. 30 f.

（14）Frühformen., S. 228.

（15）Ibid., S. 230. ネフは同じ主張を、次のようにも表現している。「ここで問題になっているのは、国家の内部における二元性（Zweiheit）ではなく、二元性において、且つこれを通じてはじめて成立をみるところの国家なのである。」Ibid.

（16）ネフが「支配契約」の代表的なものとして引用している史料は、マグナ・カルタのほか、Die Goldene Bulle Andreas' II. von Ungarn 1222 ; Die aragonischen Privilegien von 1283 und 1287 ; Die Joyeuse Entrée von Brabant 1356 ; Vergleich des Markgrafen Albrecht von Brandenburg mit den Landständen 1472; Der Tübinger Vertrag 1514. であるが、これらのテクストは、ネフが主宰するベルン大学の歴史研究室から刊行された史料集 Quellen zur neueren Geschichte, hrsg. vom Historischen Seminar der Universität Bern. の第十六巻（Magna Carta Libertatum von 1215, 1951）および第十七巻（Herrschaftsverträge des Spätmittelalters, 1951）に、独語訳をそえて、収録されている。

（17）Herrscaftsverträge., S. 30. ; Frühformen., S. 227 f., S. 232.

（18）Herrschaftsverträge., S. 30.

（19）Frühformen., S. 241.

（20）Herrschaftsverträge., S. 30. ; Frühformen., S. 230 ff.

(21) Frühformen, S. 231.
(22) Ibid., S. 231f. ネフは、かかる志向を、それなりに国家形成を推進する上で Stände の助言を要求する Fürst にたいする、Stände 側の反応としての「国家意志」Staatswillen とさえ名づけている。Herrschaftverträge, S. 31.
(23) Frühformen, S. 231 f. 「近代的国家」形成期における Stände の progressiv な役割についての、ネフのこうした評価は、「近代的国家」（因にネフが、これをカッコ付きで用いる場合、そこでは、真の意味の近代的国家は、フランス革命に代表されるごとき政治変革をまって、はじめて成立するという考えが背景となっているのである。）をかれが未だ「一面的に Verwaltungs-und Machtstaat」と見なしてはいないことにもとづく。ネフによれば、「近代的国家」のかかる性格は、ひとつにはその「組織的な幼稚さ」にも由来するが、いまひとつには、「Herrschaft-Freiheit という二重の価値」の結果でもある。ヘルシャフトリヒな国家において Stände が成立するのは①新たな国家的課題を解決せんがためには、給付能力ある諸々の社会集団の財政的ないし規範制定的な協力が不可欠であることが明白になったからでもあるが、またそれとならんで、②国土とその住民にかかわるところの政治思想—単にヘルシャフトのみを志向するのでなく、またフライハイト（法において保障せられ、身分的に階層化された自由、また政治的活動への自由）を顧慮するところの政治思想が力をもつにいたったからでもあった。そして、かかる「政治的活動への自由」をささえているものは、「完全な、徹底的に近代的な国家性をもちうるところの kommunale Korporationen が存在したという事実」なのである。Frühformen, S. 239 f. かかるネフの学説の背後に、われわれは、ヒンツェを通じて、遠くオットー・フォン・ギールケの、自由主義的な国家法人学説の影響を感じとることができる。後述参照。
(24) Hartung, a. a. O., S. 64.
(25) Ibid., S. 66.
(26) Ibid., S. 66 f.
(27) Ibid., S. 67.
(28) Ibid., S. 67 f.
(29) Ibid., S. 68f. ゲルハルト・エストライヒが「二元主義的な領邦国家は politisch なというよりむしろ sozial ないし fiskalisch な身分制国家と考えられねばならない」とのべるとき (Gerhard Oestreich, Landständische Verfassung, in : Gebhardt, Handbuch der Deutschen Geschichte II, S.347.) かれの立場は本質的にハルトゥングと同様であるといえる。なお、都市の政治的抑圧をともなうブランデンブルクのラントシュテンデ的発展は、もちろん、貴族のもとでのグーツヘルシャフトの形成とパラレルな現象であった。この連関について

は、高柳信一著「近代プロイセン国家成立史序説――その中央集権化過程における領主制と等族制とについて――」（一九五四）とくに第二篇、第二章、および C. L. Carsten, The origins of Prussia, 1954, Chap. II. 参照。

(30) Hartung, a. a. O., S. 69.

(31) 例えば、一四四二年のラント分割は、ランデスヘルたちによって、シュテンデに全然はかることなく企てられたものであり、またこの頃に租税は、ランデスヘル側と個々のゲマインデとの個別的折衝を通じて決定されていた。Ibid., S. 69 f.

(32) Ibid., S. 70.

(33) Ibid., S. 70 f. 前掲の拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」は、かかる《Ehrbarkait》が、ヴュルテムベルク公国の国制において演じた役割を、ブランデンブルクの貴族身分の《Gutsherrschaft》と対置しつつ、《Bürgerherrschaft》、つまり官職独占をともなう、一種の家産制的なブルジョア門閥支配という角度から、把えようとこころみたものである。もとより、《Ehrbarkeit》の社会的実体や、かれらの諸特権を考察するさいに「家産制支配」ないし「名望家支配」というウェーバーの概念が、どのていどまで適用されうるか、についての厳密な実証的検討は、なお今後にのこされた課題である。

(34) Ibid., S. 71 f.

(35) その理由は、この領邦が「比較的大きなドイツの領邦の間では、異常に強度の、且つ意識的に維持された連続性という点で、目立っているから」である。Ibid., S. 73.

(36) Ibid., S. 37.

(37) その総数は六四にのぼるが、最初のもの（一三一一）から して、すでに「契約」形式を明かに示し、貴族、僧族および都市は、裁判権の委譲によってかれらに示された「恩恵のかわりに」ランデスヘルに租税を提供することを約している。また第二番目のもの（一三二二）では、シュテンデが自発的に役畜税を引けた今よりのち、ヘルツォークの子孫は、もはやいかなる租税負担もシュテンデに課さざるべし、とうたわれている。同様の章句は、一四五〇年の、第四二番目の特権状にも反復されているが、その他「抵抗権」や、自由侵害に対抗する「Einung結成の権利」もシュテンデに認められていたことは注目に値しよう。Ibid., S. 73.

(38) Ibid., S. 73 f.

(39) 「ヴュルテムベルクにおいても」とハルトゥングはつけ加えている。なぜなら、テュービンゲン協約は、「いかにしてRegierung と Land とが、相俟って Staat となることが可能であったか」（ネフ）という、初期近世史の課題を、ヴュルテムベルクのために解決することから程遠く、ラントシャフトは「ブレーキ」としての役割を出ることは、ついになかったからである。Ibid., S. 74 f. 因に、ネフも、「gleichgewichtig な二

元主義が最初から存在したと考えるのは誤っている」こと、初期の諸契約」においては君主とシュテンデとが決して対等の立場になかったことは認める。しかしネフは、両者の非同一性を、Macht が対等でないということではなしに、Recht が対等でなかったというところに力点を置いてとらえるべきだとする。すなわち、君主の権利は、単にヨリ旧いというにとどまらず、何らか「契約外的」なファクターを含んでいた。君主は契約以前において支配者であり契約なくとも支配者であった。けれどもかかる独立的な Herrschaftsrechte は、単に Landrecht の richterlich な、—またこれが問題になるかぎりにおいて— administrativ な行使のみに関するものであつて、„consilium et auxilium“ の要求については、古来、ラントの拘束をうけ、ラントロイテとの間で、「契約」の形で協定されねばならなかったのである。Näf, Frühformen, S. 240 f. かかる視角からしてネフは Fürst-Stände の二元主義は、構成されたものでなく、発生したもの、それも「極めて早期的な monarchischer „Absolutismus“ を克服しつつ、徐々に成立したもの」と考えた (Ibid., S. 240)。かかる見解は、ドイツの領邦国家の発展に対象を限るばあい、「完成された二元主義は何らか末期的な現象であって、すでに凝結硬化のしるしをおびている」(Herrschaftsvertrage, S. 76) ことを力説するハルトゥングの立場と、鋭く対立するように見える。しかし、そのハルトゥングとても、領邦国家の形成期におけるラントシュテンデの役割の重要性を無視しているわけでは決してなく、「君主の恣意に対する、財政の分野における Mißwirtschaft に対する、ラント分割等にさいしての私法的な反動に対する斗い」におけるシュテンデの役割に注意を喚起し、さらに、かかる個別的な行動にもまして、シュテンデは「単にそれが存在したという、それだけの事実を通じて、君主の絶対主義に対する Gegengewicht を形成し、そのことによって自由の思想を維持したという事実」の重要な意義を指摘している (Ibid., S. 77.) のであってみれば、問題は結局「支配契約」に表現された „Dualismus“ を何らか „staatsrechtrich„ なものと理解しうるか否かということに存することがわかるであろう。そして本稿の主眼は、まさしく、ständische Rechte と landesherrliche Rechte との関係を、„staatsrechtlich“ に把握しうるとなす、ギールケやベロウ以来の方法的前提 (後述) にたいする批判に存するのである。

(40) Herrschaftsverträge., S. 75. ここでハルトゥングが念頭においているのは、近時、イギリスの史学界が生み出した、ドイツのラントシュテンデ的発展に関する、注目すべき研究業績、F. L. Carsten, Princes and Parliaments in Germany from the Fifteenth to the Eighteenth century, 1959. である。カーストンによれば、ドイツのシュテンデは、この時期を通じて

イギリスの議会と極めて類似した機能をもっており、十六世紀ごろには後者をもしばしば凌ぐほどの勢力を有した。それが何故に引続き発展することなく、衰えていったのか、という問題の解明に、彼は主眼をおいているのである。因に、カーストンのかかる「比較史的」研究の、誤れる前提については、ローマ大学の Herde Peter も適切な批判を加えている。（Deutsche Landstände und englisches Parlament, Hist. Jb. 80. Jg., 1961, S. 286 ff.）

(41) Herrschaftsverträge., S. 75 ff. ハルトゥングのこの主張は、当然のことながら、彼の国制史概説においても、強くあらわれている。Vgl. Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, 5. Aufl., 1950, S. 91 ff. そして、この点で、ハルトゥングは、ハンス・シュパンゲンベルクの研究成果を、本質的には、そのままひきついでいるといえよう。Vgl. Hans Spangenberg, Vom Lehnstaat zum Ständestaat, Ein Beitrag zur Entstehung der landständischen Verfassung, 1912, insbes. S. 63 f., S. 116 ff.,

(42) Vgl. Otto von Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd. 1 : Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft, 1868, Nachdruck 1954, S. 534 ff. つまりギールケは、ラントシュテンデを究極的には Korporation として法人格的に理解しているのである。しかし、より仔細に検討すれば、ギールケは中世の「身分」関係の敍述において、自己撞着に陥っていることがわかる。一方において彼は、ラントシュテンデが、ランデスヘルの特権的な臣民ではなく、ラントの „politische Machteinheiten" であること、ここでは身分概念は、いわば herrschaftlich-politisch なそれであることを認めている。ラントシュテンデとしての法的資格（Landstandschaft）をもつためには、「ほとんど常に、ラントの一部にたいする独立の支配」が必要だったからである。Vgl. Genossenschaftsrecht. I, S. 460, S. 536 f., S. 562. しかるに、他方において彼はシュテンデを、社会の中よりする、政治的な自己主張を求める社会身分的な運動ないし形成から説明している。ここでは、シュテンデは自己の地位を、自己自身の Herrengewalt もしくはラントの Verfassung の内部におけるかれらの権利に負うのではなくて、かれらの genossenschaftliche Einigung に負う。つまり、Einung は、すでに存在しているシュテンデの政治的権利を保障したのではなく、これがはじめて政治的権利を基礎づけた、というのである。因に Einung の形成は第一次的には innerständisch なゲノッセンシャフト的結束の過程であり、第二次的に zwischenständisch なそれであるとされた。Vgl. Ibid., S. 459 f., S. 536 ff. かかる自己矛盾にこそギールケの分析方法のもつ問題性が、特徴的に示されている。

(43) Ibid., S. 534 結局、かかる説明は、ギールケが近代国民

を、有機体的な「法人格」と見なすところからくるのである。後述参照。

(44) Georg von Below, System und Bedeutung der landständischen Verfassung : Territorium und Stadt, 1923², S. Anm. 2, S. 100 f. ベロウは、Landständische Verfassung を、Landtag 制度と不可分にとらえているのであり、したがって、アイヌング説批判の主要な論拠の一つを、次の事実に求めている。すなわち、ラントタークが「永続的なアイヌング」として成立する場合は少くないけれども、こうしたラントタークが、「永続的なアイヌング」の形態をそなえていないラントタークに比してヨリ多くをなし得たことは論証されないと。因に Landständische Verfassung の成立、発展にたいするアイヌング運動の役割についての、かかる否定的評価は、フリッツ・ハルトゥングにも同様に見られ Hartung, Verfassungsgeschichte, S. 63 f.)、またヘルビックも、基本的には、この立場をうけついでいる。Vgl. Helbig, a. a. O. S. 191 f. しかし、両者とも、ディナスティーの「私法的な所有観念」(der privatrechtliche Eigentumsbegriff) に対抗する、独自の利害をそなえた「公共体」(Gemeinwesen) としての „Land" が、アイヌング運動に表現されるときシュテンデの抬頭を通じてはじめて形成された、という事実の重要性を否定していないこと (Vgl. Hartung, Verfassungsgeschichte, S. 63 ; Helbig, a. a. O., S. 189) は、注目に価する。

(45) ギールケはいう、「ランデスホーハイトの完成の中にのみドイツの国家思想の源を求めてはならない。これとならんで、またこれと共に、ラントシュテンデの発展はひとしく重要な要因であった。前者がヘルシャフトのランデスオーブリヒカイトへの変化を意味するとすれば、後者は、シュテンデのゲノッセンシャフト的なアイヌングを通じての、ラント——これがオーブリヒカイトに対立するものと考えられるかぎりにおいて——の組織を意味する。かくて、ランデスヘルとラントとは二つの並存せる、Staatliches Recht の担い手となり、それらが結びついて、中世の終結から生れたところのドイツ国家を表現するにいたったのである」と (Genossenschaftsrecht. I, S. 524 f.)。またベロウはいう、「初期の領邦国家は、つまり dualistisch であり、二つの相異る Rechtssubjekt に分裂している。すなわち、Herrschaftsrechte をもつランデスヘルと、そしてラントとに、である。近代の国制によればランデスヘルと議会とは同一の国家の諸機関であるのに、初期のドイツ領邦国家は、いかなるヨリ高次の秩序によっても統合されざる、二つの部分に分裂している」(System und Bedeutung., S.129)。さらに、「この staatsrechtlich な Dualismus の枠内におさまらない諸要素もあるが、……この Dualismus は、たしかに初期領邦国家に、その最も顕著な刻印を与えている」(Ibid.,

S. 130）と。

(46) Vgl. Ernst-Wolfgang Böckenförde, Die deutsche Verfassungsgeschichtliche Forschung im 19. Jahrhundert. Zeitgebundene Fragestellungen und Leitbilder, 1961, S. 168 ff., S. 208. ギールケが中世ドイツの社会についていだいた staatsbürgerlich なイメージを最もよく示すのは、「農民身分」に対する彼の態度であろう。彼は農民身分が政治的自己意識に到達することにおいて余りにも遅すぎたことを遺憾とし、すべての「より高い諸身分」を政治的独立にいたらしめるに力をかしたところのアイヌングという手段を把握するのが遅すぎたか、もしくは全然そこから閉め出されたままであったことを不健全な発展と見ている（Genossenschaftsrecht. I, S. 499 ff., S. 634 ff.）が、こうした考えは、身分的に編成された統一的社会を前提してのみ可能である、とブロウはいう、「テリトリウムの住民は、二つの相異なる Sphäre に属していた。一面において、かれらはシュテンデによりランデスヘルにたいして代表されるところのラントのメンバーであり、他面においては、ランデスヘルの Untertanen としてその支配権に服し、かかるものとして彼に忠誠と服従を義務づけられていた」（System und Bedeutung., S. 129）と。なおブロウは、他の個所で次のようにも述べている。「ドイツ中世のラントシュテンデは、korporativ に統合され、ランデスヘルにたいしてラントを代表したところのテリトリウムの若干の bevorzugte Klassen であった」と。Below, Die landständische Verfassung in Jülich-Berg bis zum Jahre 1511, Teil I, S. 4., zit. in: Böckenförde, a. a. O., S. 208.

(47) Vgl. Gierke, Genossenschaftsrecht. I, S. 537 ff. ; Below, System und Bedeutung., S. 60 ff.

(48) Below, a. a. O., S. 135 ff.; Gierk, a. a. O., S. 802 ff. 国制史的発展についてのギールケの弁証法的な把握については、Vgl. Böckenförde, a. a. O., S. 155 ff. 因にブロウは、シュテンデ制の没落ないし除去のプロセスについては、すでにギールケが「比較的満足すべき敍述」をおこなっているからその詳細に立入ることは不必要だと述べている、Below, a. a. O., S. 54.

(49) Vgl. Otto Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 4. Aufl., 1959, S. 156 ff. ギールケ・ブロウの政治的立場について、より詳細には Vgl. Böckenförde, a. a. O. S. 147 ff., S. 205 ff. とくにギールケの自由主義立場については Vgl. Heinrich Heffter, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institution, 1950, S. 525 ff.

(50) Deutsche Bundesakte vom 8. Juni 1815, Art. 13.「スベ

テノ連邦諸国家ニハ eine Landständische Verfassung ガオコナワレルベシ」(Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, hrsg. von E. R. Huber, I, S. 78.)

(51) Schlußakte der Wiener Ministerkonferenzen vom 15. Mai, 1820, Art. 57.「ドイツ連邦ハ、自由都市ヲ例外トスレバ、主権的ナル諸君主ヨリ構成サレルガユエニ、コレニヨリ与エラレタル基本概念ニモトヅキ、スベテノ国家権力ハ国家ノ首長ニ統合サレテアルベク、且ツ主権者ハ、タダ一定ノ諸権利ノ行使ニオイテノミ、eine landständische Verfassung ニヨリ、Mitwirkung der Stände ニ拘束サルベシ」(Ibid., S. 588.)

(52) ギールケの名をヒンツェが挙げていないとしても、次のような章句は、彼の「総合」的見解をよく示すであろう。「ständische Verfassung において Einungswesen が有つ意義は、政治的に特権を賦与されたグループとしてのシュテンデの性格にもとづいている。それ〔Einungswesen〕は、単独では、ständische Verfassung の基礎ではない——かかる基礎のひとつは、むしろ、すでに Staatsverband によって与えられている——、しかしそれは、少なくとも真の、強力な ständische Verfassung の不可欠な構成部分なのである。」「Staatsverband が Ständeverfassung の本来の主要な基礎を形成するという点では、もちろん彼〔ゲロウ〕は正しい。けれども、Einungswesen は、それと並んで、やはり grundlegend な意義をもつものなのである。」 Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen: Staat und Verfassung, S. 176.

二　身分的自由の本質

身分制ないし „Landständische Verfassung“ の研究史上においてオットー・ヒンツェの学説が占める重要性は、この問題の「比較史的研究」に対する大きな寄与[1]とならんで、彼が、近代的領域国家制度の成立に関して、ギールケの立場とゲロウの立場とを、何らか彼独自の視点において「総合」せんと試みたところにあったと思われる。もとよりかかる「総合」を通じて、新たな研究方向への展望が既に開かれた、というわけではない。中世国制史の把握にさいして彼がよって立つ方法的基盤は、本質的にみて、「古典学説」のそれであった。

ヒンツェは Ständische Verfassung の本質を、一般に、次の点に見出している。すなわち、ある政治的な支配団

体（Herrschaftsverband）の内部において、「人民のうちの、社会経済的・政治的に給付能力ある、特権的な諸階層」（die wirtschaftlich-sozial und politisch leistungsfähigen und bevorzugten Schichten der Bevölkerung）が korporativ に組織されたかたちで、支配者にたいして全体（Land や Reich）を「代表」するということ、である。[2] しかも、ヒンツェにとって、かかる「諸階層」は、結局のところ、「国家」に対置される「社会」の、いいかえれば、「国家主権者」＝君主にたいする「臣民団体」（Untertanenverband）の土台のうえで、考えられていた。[3] そのかぎりで、彼の立場は、ベロウのそれと、本質的には同一だということができよう。一般論としては、ベロウより Einung の役割を重視するにせよ、ヒンツェも、ドイツの諸領邦に関しては、Stände が「テリトリアールな国家形成そのものとともに成立し成長した」ことを認める。それどころか、ここでは、シュテンデは「ある意味ではランデスヘルの創造物」とみなされるもの、「おおむね、自由なアイヌングとしてより、むしろ強制団体（Zwangsgenossenschaft）として現われる」ものだ、というのである。[4]

形成期のテリトリアールシュタートの理解において、このように、ほとんどベロウの立場を踏襲するヒンツェも、しかし、ひとつの重要な点で、ベロウから離れるように見える。ほかならぬ、かの Ständischer Dualismus の説明にさいして、である。この「二元性」は何にもとづくか。第一に、それは、身分的な国家には未だ近代国家の有つ統一性とまとまり、なかんづく国家権力の一体性が欠如していることによるとヒンツェはいう。[5] ここまでは、全くベロウと同じである。しかし、「二元性」のよってきたるところとして、ヒンツェはさらに次の事実を指摘する。すなわち「初期の身分制国家は、多かれ少かれ、強度に家産制的（patrimonial）な構造のものである——この構造はレーン制を通じて生まれたものかも知れぬし、あるいはそれ以前に別の仕方で生じたものかもしれないが——ということ」で

ある。そこには öffentlich-rechtlich な観念ないし制度と privat-rechtlich な観念ないし制度との、広汎な混淆がみられる。いな、むしろ「公的権利は未だ、家父長制的あるいは封建制的な源をもつ私的権利から、明確に自己を分離しておらず、未だ、近代的国家を特徴づけるような支配的地位へ到達していなかった」のである。(6) Land をして、みずからを「第二の支配主体 (Herrschaftssubjekt)」として Fürst のかたわらに登場せしめ、fürstliche Herrschaft ——これは未だ半ば私的な権利と見なされた——の単なる客体ではないことを示すにいたらしめたものは、「なかんづく fürstliche Herrschaftsrechte のパトリモニアールな理解」であった。そこには「真に公的な権力の明確な概念が欠如していた」のである。(7)

„Landständische Verfassung"の、とりわけそれを特徴づける „Dualismus" の背後に「パトリモニアールな構造」を洞察したということ——この点にヒンツェの「総合」的立場の大きな長所があったと思われる。この点においてヒンツェは、ベロウの、あまりにも „juristisch" な中世国家学説をはなれ、(8) むしろ „soziologisch" な地平においてマックス・ウェーバーに接近したともいえよう。(9) ところで、しかし、ヒンツェは、彼のかなり柔軟な思考が可能ならしめたであろうこの認識を、さらに一歩おしすすめることをしなかった。あるいはむしろ、なしえなかった。彼が指摘する「家産制的(パトリモニアール)構造」も、結局は「国家の家産制的構造」であった以上、彼はそこで忽ち「権利の不平等性」＝「特権」と近代における「staatsbürgerlich な権利の平等性」との比較論へと逆戻りし、又しても次のようなシュテンデ解釈をくりかえすのである。曰く、経済的、社会的な不平等が身分制の事実上の基礎である如く、特権はその法的な基礎である。しかし権利には Land もしくは Reich に対する給付 (Leistung) の義務が対応する。かくて、「Reichs-oder Landstände の地位に到達したのは、軍事的および財政的に、とりわけ給付能力ある人民層 (die militärisch

und finanziell vorzüglich leistungsfähigen Schichten der Bevölkerung) なのである」[10]と。かかる「逆転」が、„Landständische Verfassung“（ヒンツェの場合、それは殆ど身分議会制と同義である）を、近代的議会制の「不完全な先駆」と見なす、いわば十九世紀ドイツ的＝立憲君主制的な立場の、必然的帰結であることは、すでに明らかであろう[11]。

では、われわれはどこから出発すればよいのであろうか。ベロウいらい、ハルトゥング・ヘルビックにいたる研究史に照らして、われわれまず、次の事実は確認しておかねばならない。すなわち、Ständischer Dualismus の問題を考えるばあい、領邦国家形成との連関におけるシュテンデの政治史的、国制史的な意味づけに関するかぎり、ギールケ的な「アイヌング説」は、今日もはや実証的に支持し難いということ。しかし同時に、他方では、シュテンデないし「身分的自由」＝「特権」なるものの客観的存在それ自体は、「近代的国家」の形成過程において、何らか重要な役割を果した——とりわけ政治的自由との連関において——ということである[12]。

もとより、後者をもっぱら身分制議会という制度の歴史的評価という角度からとりあげることは、かの「立憲君主制的」立場への逆戻りにしかならないであろう。その点で、ハルトゥングが「Ständetum の本来の思想」を「国家からの自由」としてとらえ、このような「身分的自由」には「領民にたいする Gerichts-und Grund,oder Gutsherrschaft」こそ含まれているが「君主の諮問会議における代表」といったことはこれに属していなかった、と述べていること[13]は、すこぶる適切だといわねばならない。しかし、ながら他面、近代的国家の形成における君主権（Fürstentum）の指導的な役割を極度に力説するハルトゥングでさえもが、君主権力ないし国家権力の理解に長らくつきまとった「家産制的」ないし「私法的」観念の存在を容認せざるを得なかったことは[14]、それにおとらず示唆的である。

まさしくここに、Ständischer Dualismus の由ってきたるゆえんについての、前述せるごときヒンツェの認識を、さらに一歩おしすすめるための手がりが暗示されている、と考えられるからである。

問題の核心は、„Landständische Verfassung“ 成立の背後に横わる歴史的前提としての、「公法」と「私法」(＝「公的権利」と「私的権利」)の未分化という事態を、いかに把握するか、である。けだし、マックス・ウェーバーが、„soziologisch“ な観点から指摘せるごとく、「身分的支配」とは一定の首長権力とそれに対応する経済的チャンスが行政幹部に私有されるにいたった家産制的支配の形式」であり、そこでは「行政幹部の個別成員」による「物的行政手段の私有」や「命令権の私有」が重要な意味をもっているのであるから[15]。――「身分的支配」がかかるものである以上、いわゆる「古典学説」的な中世国制像は、身分制の歴史的かつ理論的な認識にとって、方法論上、根本的な欠陥を生み出した、といわねばならない。さきに述べたごとく、「古典学説」の基本的立場は、西洋中世の Verfassung においても、一方に公的な権利の一元的な担い手たる Fürstentum (あるいは Königtum) を、他方に、これと対応する „Untertanenverband“ を範疇的に想定する。その結果、ラントシュテンデを、最初から、あるいは本来的に、ランデスヘルの「特権的な臣民」(die bevorzugten Untertanen)と規定してかからざるをえなかった。しかも、かかる „Untertanen“ たるや、元来、グルントヘルシャフトが例えばベロウの場合そうであるように、「社会的」な次元、いいかえれば、公的な分野たる「国家」に対置された私的な分野に属するものであり、ただかれらの「軍事的ないし財政的な給付能力」のゆえに、あるていどの政治的権利をランデスヘルによって認められたものにとどまるのである。かかる「古典学説」の概念装置、つまり「国家」「社会」という対概念の設定は、しかし実のところ、身分制そのものの解体、変質の歴史的所産たる „Staatsbürger“ の観念、ないしはそれに即応して構成された、十九

世紀以来の社会科学的カテゴリーを、無媒介に、身分制の認識へと適用する以外の何ものでもないであろう。[16] このことから生ずる特徴的な帰結は、当面の問題に関していえば第一に、Ständischer Dualismus の歴史的背景（ないし根源）の正当な認識が曇らされること、第二に、„Dualismus“ の「克服」後における国制＝「絶対主義」のイメージが不当に近代化されてしまうことである。「近代的国家」の「二元的」性格を強調するネフは、この二元性がフランス革命以前には決して破壊されることなく、Fürst と Stände の対立は決して揚棄されなかったことに注意をうながした。ヨーロッパのいかなる国においても Fürstenrecht が端的にすべてであったことはない。Volksrecht, Landesrecht という対抗原理は、よしんば若干の国家で、一時的に、殆ど消滅し麻痺したとしても、決して亡び去ったことはない。「絶対主義時代」という常套語に欺かれて、この事実を見誤ってはならない。「絶対主義」は、単に、Fürst と Stände を両極とする隋円の内部で、重心が前者に移行したことを意味するにすぎない。「絶対主義」は、いつでも、また何処においても、多かれ少なかれ、充たされざる要求にとどまった」のであると。[17]

われわれは、いま、このようなネフの提言の意味を、十分に考慮する必要がある。とりわけ、「絶対主義」国家のかかる性格が、国制史的にみて、何に由来するかを考究しなければならない。そのさい、再びマックス・ウェーバーの次の指摘は、極めて示唆的なものである。かれによれば、身分制国家という「永続的な政治的構成体」の内部において、処理を迫る新たな「行政任務」が不断に増大してゆくにともない、モナルヒッシュな官僚制の発展がおこり、この官僚制が身分制国家という結合体を再び破砕することとなった。しかし、かかる官僚制の普及と、したがってまたヘルの力の強化とは「さしあたり、家産制の復活という形をとり、家産制は、ヨーロッパ大陸の政治団体においては、フランス革命の時代にいたるまで支配的な形態として維持されていたが、どこにおいても、長期にわたればわた

るほど、ますます純粋な官僚制に接近していった」のである。[18] ウェーバーのかかる指摘は、巨視的にみて、すこぶる妥当なものであったと思われる。絶対王政の典型的イデオロギーたる「神授王権説」が、事実上、家父長制的統治原理の表明であることは今更いわずもがな、プロイセンやオーストリアにその典型をみる「啓蒙的絶対主義」でさえ、その本質は「後見的」な„Polizeistaat“以外の何ものでもなかったのである。[19] 而して、アンシァン・レジーム（広義の）における身分的特権や家父長権の原理的維持は、まさしく世襲君主制に固有な、かかる家父長制的ないし家産制的性格の対応物だったと考えられよう。[20]

家産制的支配の存続、したがって「純粋な」近代官僚制の未貫徹――それは結局、支配の体系の中における「公的」分野と「私的」分野との分離が未だ完成していないことを意味するのであり、まさしくそのゆえに、「身分」はこの時期の国家においても、依然„Verfassung“の構成要因たることをやめない。フランスに比して「後進的」なドイツの諸領邦においては、フランス革命後、いな十九世紀に入ってのちも、かかる状況が認められるのである。いまその事例を、「絶対主義」が典型的に成立したといわれるオーストリアおよびプロイセンについて検討しよう。

オーストリアでは、ランデスヘルの即位に際してシュテンデが忠誠を誓い、これに対応してランデスヘルがかれらに「自由と特権と旧来の良き慣習」を確認するという、中世以来の伝統的行事（Erbhuldigung）が、フォーマルには一八四八年にいたるまで存続していたのであるが、[21] いまこのオーストリアで一八一一年に公布された「普通民法典」のうち、領主・農民関係にかかわる規定（第一一四六条）を見るに

「……トクニ土地領主（Gutsbesitzern）ト隷属農民（Gutsuntertanen）トノ間ニ如何ナル権利・義務ガ存在スルカハ、各州ノ制度（Verfassung jeder Provinz）ト政治的法令（politische Vorschriften）ヨリ推定サルベシ」[22]

とある。ここでわれわれは、領主・農民の法的関係が「私法」の分野から除外されている事実に注目せねばならない。すなわち、領主制的な権利関係の規制は、「政治的法令」つまり絶対主義国家の行政法（Verwaltungsrecht）と「各州の Verfassung」とにゆだねられており、いわゆる「私法」の概念のもとではとらえられていないのである。行政法的な指令というのは、とくにマリア・テレジアおよびヨーゼフ二世のもとでおこなわれた、農民保護（Bauernschutz）立法と同義であった。[23] しからば各「州」Provinz つまりオーストリア帝国を構成している諸々の Land の „Verfassung" とは何か。Landesverfassung とは何か。この問題の解明はのちにゆずるとして、ここでは差当り、次のことを確認しておこう。すなわち、十九世紀初頭にあってなお、グルントヘルシャフトはラントの Verfassung の構成要素であることをやめていなかった、という事実である。

さて、このオーストリア普通民法典が公布された、まさにその当時、プロイセン王国では、ハルデンベルクの税制改革にたいして、フィンケンシュタイン、マルヴィッツらに率いられるシュテンデ勢力が猛烈なレジスタンス運動を展開し、ついに改革を挫折にみちびいたのであるが、[24] これは、プロイセン王国の東部諸州では、絶対王政下にしばしば試みられた「農民保護」政策にもかかわらず、グーツヘルの局地的な Obrigkeit——それに対応する農民の Untertänigkeit——つまり家産制的権利関係が強固に維持され、シュタインの「農民解放」令以後も、かれが都市以外の地方自治制度に手を触れなかった結果、大幅に存続していたことを示すものである。かかる事情を考えれば、フリードリヒ大王の治世の晩年に編纂され一七九四年に公布された「プロイセン普通国法典」が、立法者の意図においていかに近代自然権思想をかかげたとしても、[25] その具体的適用において「身分」「特権」の現実とさまざまに妥協せざるを得なかったことは、[26] あやしむに足りない。一方において、「法の前の平等」や「人類の普遍的権利」を原則的に

うたいながら[27]、実際には社会を農民、市民、貴族の三身分にわけ、ツンフトや独占権者、ゲノッセンシャフト等々について詳細な規定を与えた[28]この法典が、およそ「身分」というものをいかに理解しているかは、例えば次のごとき諸条項において、典型的に示されている。

「公民的社会（die bürgerliche Gesellschaft）ハ、自然モシクハ法律ニヨリ、モシクハ両者ニヨリ結合サレタル諸社会モシクハ諸身分ヨリ成ル[29]」

「出生・使命モシクハ主タル業務ノユエニ、公民的社会ノ中デ同等ノ権利ヲ賦与サレタル者ガ合シテ、国家ノ一身分ヲ構成スル[30]」

なるほど「身分」は、すでに「国家」と対置された「公民的社会」の土台の上でとらえられてはいる。けれども、かかる「公民的社会」は、具体的には「諸身分」からなる理念的なものにすぎない。そして個々の身分は「国家の一身分」なのである。そのかぎりで身分は、これを一応「社会身分」（Sozialstände）と規定しうるとしても、依然、国家の „Verfassung“ を制約していたといわねばならないであろう。しかもその上、すでにそのタイトルからして「プロイセン諸邦（die preußischen Staaten）の普通国法典」となっているこの法典が[31]現行の各州法にたいして補充的な効力しかもたなかったことは[32]、各州の Landesverfassung がいまなお生ける現実として存在しつづけていたことを、雄弁に物語るものではあるまいか。結局、「プロイセン普通国法典」が反映している社会的・国制的状態は、「オーストリア普通民法典」にうつし出されたそれと、本質的に変りなかったのである[33]。

さて、以上に見たようなオーストリア、プロイセンの事例から読みとられる国制状態は、これを次のように表現することもできる。すなわち、当時にあってはなお、グルント（グーツ）ヘルシャフトが各 Land の Verfassung を

制約していた。あるいは Landes＝Verfassung の構成的要因たることをやめていなかった、と。しからば、こうした事態は何を意味するのであろうか。ひと口にいって、これは、近代的な所有権、つまり「物」に対する「私的」支配権とは異るところの、いわば「前資本主義的」な所有権が完全に解体しきっていない、という事実を示すのではなかろうか。

この問題を「身分制」との連関に於て考究するにあたって、ベッケンフェルデがユストゥス・メーザーの「自由な土地所有」概念について述べた見解は、すこぶる示唆に富んでいる。彼によると、メーザーは「一般的自由」（die gemeine Freiheit）を「自由な土地所有」（das freie Landeigentum）と結びつけたが、そのばあいの土地所有は、近代的な意味での「私有財産」（„Privateigentum" oder „Vermögen"）ではない。メーザーの立論の背後には「自由主義以前的で産業社会以前的な、制度的＝公的な所有権概念」（ein vorliberaler und vorindustrieller, institutionell-öffentlicher Eigentumsbegriff）が存した。「自由な農民屋敷」（die freie Hofstatt）は独立性と責任負担との存在基盤ないし制度的保障なのであり、それゆえに Verfassung の構成要素なのである。メーザーが、すべての政治的ないし公的な諸権利は旧時の Verfassung の構成要素たる自由な土地所有に結びついているという場合、このことはまさに国家と社会の分離以前の、旧い「政治社会」（societas civilis）の秩序イメージに即して考えられていたのである。(34)

もとより、メーザーの中世国制史像そのものについていえば、彼が「自由な土地所有」を中世初期の国制における「一般的自由」と結びつけたことは、今日の研究水準からして当然、根本的批判の対象となるであろう。しかし当面の問題たる „Ständischer Dualismus" の構成要因をなすところの「身分的自由」（ständische Freiheit）の本質把

握に関しては、きわめて鋭い洞察がここに示されていた。といわねばならない。ヨーロッパ自由主義の歴史に関する古典的な叙述の中で、グイド・デ・ルッジェロは、十八世紀にもなお生き延びていた「封建的自由」の観念について、次のようにのべている。「中世は私的諸権利が排他的に支配していた時代である。そこには独立の公的諸権利といったものは存在しない。われわれ近代人が公的諸権利の名のもとにふつう理解している諸関係は、直接に財産、契約、相続、また家族の中に根ざしている。ここにまた、諸自由の法的源泉が存在する。」そこでは「政治的自由は何らか個人の人格と不可分なものとは主張されておらず、財産の一部のごとく売買されるのである」と。[35] そして、まさにかかる自由＝権利観念のもとに、「封建的国家の契約的性格」が存在しえたことを、ルッジェロは、近代自由主義の歴史的源泉との連関で、正当にも指摘しているのである。[36] メーザーの中世国制史像は、かれ自身の生きていた末期身分制国家の国制的、社会的環境によって制約されており、それゆえにこそ彼は――中世初期についてはともかく――われわれが当面問題にしつつある時期の国制状態については、ごく自然に、正しい事実認識へと到達しえたのだ、といえよう。[37]

しかし、ここで注意しなければならないのは、国家を株式会社になぞらえ、土地所有を株式になぞらえるという、しばしば引き合いに出されるメーザーの所論に照らして、彼が「自由な土地所有」から近代的公民権を導き出したかの如くに速断してはならない、ということである。たしかに彼は、一面において新時代の啓蒙主義的思考様式の影響をうけていたが、その国制像を規定している現実的、経験的素材は、オスナブリュックという狭隘な領邦的環境の中に彼が見出した、いわゆる「古ザクセン的」な富裕農民の「自由」の伝統なのであって、十九世紀の初期自由主義思想にみられる制限選挙権（Zensuswahlrecht）の観念などは、彼自身の歴史主義的な理念世界と無縁であった。[38]「身

分的自由」の本質認識にとって重要なのは、北部ドイツの小領邦の「後進的」な社会状況の中で彼が見出し、一般化し理想化したところの「自由な土地所有」と結びついた「古ザクセン的」自由であり、さらにかかる「自由な土地所有」が „Verfassung“ の構成的要因だという認識なのである。メーザーによっても典型に表明された「古ゲルマン的自由」、つまりは「歴史的権利」の思想が、身分的国制といかに深く結びつくか、またいかにしてそれがドイツの自由主義思想と連接しえたかに関しては、エルヴィン・ヘルツレが詳細に論じている。(39)

ところで、しかし、われわれは「身分的自由」を、君主権ないし国家権力との関係という角度からのみとらえてはならない。なぜなら、そこには「古典学説」を深く規定しているところの、かの十九世紀的「立憲君主主義」に陥る危険が、つねにひかえているからである。„Landständische Verfassung“ を、またその „Dualismus“ という現象をかかる政治史的次元でのみ考察することは、問題を一面化する以外の何ものでもないであろう。ルースのいわゆる「議会主義」（parlementarisme）的アプローチには、本来、そのような一面化の危険がともなっていた。その意味で、いわば社会史的な「社団主義」（coporatisme）的アプローチとの折衝において、国際歴史学会の「身分制議会史委員会」を中心とする研究者たちが、近時ますます身分制議会を、そこに反映される「社会構造」との密接な連関において把握しようとつとめていることは、(40)研究の実質的進歩というべきである。ゲルハルトが „Regionalismus“ との関連で強調したごとく、「政治的な Ständetum は、全体としての Ständewesen の、ひとつの特別なアスペクト」にすぎない。(41)「封建制国家」から「身分制国家」への移行を、何らか決定的な新しい段階と見なすことは「身分制国家」の「二元性」の克服による「絶対主義国家」の成立を決定的にとらえるのと全く同様に、身分制ないし身分的自由の本質的認識を阻害する。(42)

すでに身分的「自由」という表現そのものが、その対極に君主権力を、あるいはモナルヒッシュな官僚制的「強制」を予想している。このこと自体は、„Landständische Verfassung“の成立が Territorialstaat の形成の随伴現象であるという、すでにベロウいらいの研究史において確認される事実であって、われわれもこれに異議をとなえるつもりはさらにない。ただ問題は、「身分的自由」＝「特権」が Landständische Verfassung の基礎であるという場合[43]、そこで考えられているのは、結局、「身分議会制」つまり狭義における„Landständische Verfassung“だ、ということである。われわれが、いま、身分制（Ständewesen）という研究対象を政治史的に一面化することを避けるべきであるならば、われわれは広義における„Landständische Verfassung“という歴史範疇を設定し、かかる Verfassung の構成要素としての「身分的自由」の意味を問わねばならないだろう。

では、そのさい、われわれはどのような視角に立てばよいのか。ここで、フリッツ・ハルトゥングがネフの「支配契約」解釈を批判しつつ述べたかの一句が、重要な意味をもってくる。すなわち、「Ständetum の本源的な思想」は「国家への参与を要求しようといったものでは全然なく、みずからに固有の領域の内部における国家からの可及的自由へと向けられていた」のであり、且つこのような「自由」には「領民（Hintersassen）に対する Gerichts-und Grund, oder Gutsherrschaft」は属するが、君主の Rat における「代表」（Vertretung）といったことは属していなかった[44]、という認識である。一言にしていえば、「身分的自由」の裏側は「身分的支配」だ、ということである。この事実が、従来、立憲君主主義的背景をもつ「古典学説」の身分制研究においては、不当にも閑却されていた。いな、全く閑却されていたといっては言い過ぎになるであろう。むしろ――「二元的」国家構造との連関で、つねに「特権」や、さらにその土台たる「インムニテート」が語られたのをみてもわかるように――ある意味では自明のこと

とされていたのである。

問題はもうひとつ奥にある。すなわち「古典学説」の立場は、「国家」対「社会」という範疇の無反省な適用の結果、身分をば本来的に「社会身分」Sozialstände としてとらえ、したがって、「グルントヘルシャフト」を典型とする「身分的支配」を本来的に「社会」、つまり「公法的」分野と区別される「私法的」分野たる経済社会の次元に属するものとして扱い[45]、たかだか両分野の「混淆」を指摘するにとどまった[46]ということである。かかる立場を固執するかぎり、シュテンデの „Herrschaft“ がラントの „Verfassung“ の内部において占める位置は、正しく認識されえない。たとえば、„Einung“ へと結集したシュテンデが自らを „Landschaft“ と称した事実[47]のもつ歴史的な意味が理解できない。仮令ヒンツェが、身分制議会を近代議会と比較しつつ、シュテンデは „Land“ を代表したのではなく、実は „Land“ そのものであったといったところで[48]、そのばあい „Land“ とは何であるかを、掘り下げて考えることができないのである。

かような状況において、„Herrschaft“ の本来的意味を、ほかならぬ „Landesverfassung“ との緊密な連関において考察したオットー・ブルンナーの画期的な研究「ラントとヘルシャフト」は、問題の解明における本質的な一歩前進であったといわねばならない。身分制の歴史的究明にとってとりわけ重要なのは、ブルンナーが „Herrschaft“ をその組織的中核としての „Haus“[49] という視角から、とらえなおしたことである。すでにウェーバーが一般的なかたちに於て理論づけ、ヒンツェが特にドイツの初期領邦の構造について予感したところの、「身分制」と「家産制」との内面的連関は、ここに一段と明るい光をあびることとなった。そして、まさにそれを通じて、身分制研究における „parlementarisme“ と „corporatisme“ との分裂を克服するための決定的に重要な出発点が見出されたのである。[50]

以下の章においてわれわれは、かかるブルンナーの業績に依拠しつつ、中世後期ドイツの Landesverfassung の構造を「理念型」的に折出し、さらにその変容過程をたどることによって、身分制の歴史理論的な把握にかかわる彼の認識の射程を、できうる限り追及してみたいと思う。（未完）

（1）ウェーバーの「理念型」理論を借用しつつ、ヒンツェは身分議会制の比較史的考察の可能性を無条件に肯定している。Hintze, Typologie., S. 120f. なお、かかる彼の立場の学説史的意義については、Vgl. Relazioni del x congresso internationale di scienze storiche, vol. 1, p. 3 ; O. Brunner, Land und Herrschaft, S.421.

（2）Hintze, Typologie, S.121.

（3）ヒンツェは、カロリンガー帝国の Länder にたいするレーン制の影響が「何よりもまず、古い Herrschafts-und Untertanenverband を完全に破壊するところの、解体的な作用」であったこと、その結果、これ（Herrschafts-und Untertanenverband）の諸要素から政治的な Herrschaftsverbände が新たに形成される必要があり、そのさいディナスティッシュな権力が主導権をにぎったが、しかし「有力な Gesellschaftsschichten の協力」なしにすますわけにはいかなかったことを述べている。Typologie., S.135.

また、「公的な支配権力の真接的介入よりする、若干の個人もしくは集団の免除」「これらの個人もしくは集団への、公法的権力の移行」と定義される「イムニテート」こそが、身分制国家の法的基盤たる「特権」を基礎づけたこと、而して「特権」は、まさしく「個々の Untertanengruppen の積極的・主体的・公的な諸権利」であったがゆえに、それは、あるいみで、近代的な Untertan の主体的・公的諸権利の先駆といいうることを主張している。Weltgeschichtliche Bedingungen., S. 147.

（4）Typologie., S. 133. ここでヒンツェはドイツの諸領邦とフランスにおけるシュテンデ的国制の発展を、同一のものとしてとらえている。それは、かれ独特の類型理論にもとづくものであるが、いまはこの問題に立ち入らない。なお、ヒンツェは別の論文で、とくにブロウの名をあげつつ、身分議会制の完成が領邦国家形成の随伴現象であることを明かにした「近時の研究の主要な成果」についてのべている。Hintze, Staatenbildung und Verfassungsentwicklung, Staat und Verfassung, 2. Aufl., S. 46.

（5）Typologie., S. 112.

(6) Ibid.

(7) Staatenbildung., S. 47. しかしヒンツェによれば、この欠如は「領邦君主が未だ何らかヨリ高次の国家的組織の下に立つ成員という自覚をもっていること、本来の公権力の総体は皇帝と帝国に在るとみなされていること、したがってかかる国家組織には主権が欠如していること」に由来するのである（Ibid.）。この指摘は、ラントシュテンデ制の発展と Reich 制度との相互連関を考えるばあい、示唆的である。しかしいま、問題のこの側面を考察する準備が筆者には欠けている。

(8) ゲロウの „juristisch" な法制史研究の背後には、まさしく、歴史的なモナルヒーを、自由主義的歴史家たちの「家産制的起源」説にたいして、擁護しようという „politisch" な志向が働いていた、と考えられる。Vgl. Böckenförde, a.a. O., S. 203 f.

(9) ウェーバーの身分制理解については後述。因にヒンツェのギールケにたいする評価も、このことと無関係ではないのではなかろうか。なお、ドロイゼンとシュモーラーの弟子であるヒンツェの学問的形成、とくに Soziologie との接触については、Vgl. F. Hartung, Otto Hintze, Staatsbildende Kräfte., S. 497 ff.

(10) Typologie., S. 123.

(11) ヒンツェが、一般に、Ständische Verfassung を近代的代議制の「先駆形態」と理解し、かかる基本的視角から身分制の問題にアプローチしていることは、明らかである。Vgl. Typologie. S. 120 f.

かかる視角は、本質的な点で、E・ルースが „Parlementarisme" と名づけるアプローチ（Vgl. E. Lousse, Parlementarisme ou corporatisme? Les origines des Assemblées d'États, Revue historique droit français et étranger, An 14, 1935, p. 683 ff.）と共通するものであるが、そもそもフランスやドイツの Landstände (états) の歴史的な理解にさいして、カウンティ制の地域的原理に立脚せる、特殊イギリス的な Parliament（とくにその中核たる House of Commons）が思考モデルたりうるかどうかは、すこぶる問題だといわねばならない。この点についてはブルンナーも適切な警告を行っている O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 422 f.

(12) シュテンデの歴史的意味づけについて、総括的には、Vgl. Helbig, Einungsversuche, S. 192.

(13) Hartung, Herrschaftsverträge., S. 75.

(14) Ders., Verfassungsgeschichte., S. 70., S. 90.

(15) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft : Grundriss der Sozialökonomik, III Abt. ,3.Aufl., S. 134.

(16) この点は、すでにオットー・ブルンナーによって指摘され、近くはまたゲッケンフェルデによっていっそう詳密に論証

されている。Vgl. Otto Brunner, Land und Herrschaft, S. 111–164, S. 413 ff.; Böckenförde, a.a. O., passim.

(17) W. Näf, Die Epochen der neueren Geschichte. Staat und Staatengemeinschaft vom Ausgang des Mittelalters bis zur Gegenwart, I, 1945, S. 411 f.

(18) M. Weber, a.a. O., S. 736.

(19) 「啓蒙的絶対主義」の「警察国家」的性格については、Vgl. F. Hartung, Der aufgeklärte Absolutismus, HZ 180, S. 15 ff.; Kurt Wolzendorff, Der Polizeigedanke des modernen Staats, 1918, S. 56 ff.

(20) 拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」、第三章、参照。なお、「啓蒙的絶対主義国家」プロイセンにおける家父長権の問題については、石部雅亮「プロイセン普通国法における親権の特質」（香川大学経済論双、三二の三・四・五）が啓発的である。

(21) 実際におこなわれた最後の Erbhuldigung は、一八三五年、皇帝フェルディナントに対するものであった。Vgl. O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 424.

(22) Kommentar zum Allgemeinen bürgerlichen Gesetzbuch, 2. Aufl., hrsg. von H. Klang u. F. Gschnitzer, Bd. 5., 1954, S. 136. 因に一八四八年九月七日のGrundentlastungspatent により、農民の Unterthänigkeit は廃止された。

(23) Brunner, a.a. O., S. 251. 領主・農民関係は、当時において „Obereigentum“ と „Nutzungseigentum“ の分割という旧いレジームの特徴を示していた Vgl. Kommentar zum ABG, Bd. 5., S. 137) から、十八世紀にいたるまで、一般にランデスヘルは司法手続きによらずしてはそこに介入することができなかったといわれる Brunner, a.a. O., S.251. Anm.2.)

(24) 中村幹雄「プロイセン税制改革と等族の抵抗」（歴史研究一九六三年、第1号）参照。

(25) 石部雅亮「プロイセン普通国法の精神的基礎——C. G. スアレツの講義——」（香川大学経済論双、三十三の三）参照。なお、この普通国法典は、上述せる一八一一年のオーストリア民法典と並んで、ルードルフ・ゾームにより、「近代的立法の先駆」と評価されている。ゾーム著、久保正幡・世良晃志郎訳「フランク法とローマ法」（岩波書店、一九四二）一〇六頁参照。

(26) プロイセン普通国法典がドイツ法史上に有する劃期的な意義は、まさにそれが「普通法」(gemeines Recht) つまり継受ローマ法と、ドイツ固有法たるプロイセンの諸ラント法との不調和を排し、両者を有機的に結合したところに求められるのがふつうである。ディルタイのごときは、これを評してプロイセン国家の「内在的な Vernünftigkeit」のあらわれとなし、将来の進歩の基準を含む「プロイセン的自然法」とたたえた。

Vgl. Wilhelm Dilthey, Gesammelte Schriften, Bd. 12, 2. Aufl. 1959, S. 131 ff. しかしすでに十九世紀中葉においてトクヴィルは、この法典が「理論においては大胆さと新しさ、しかし実践においては臆病さ」を示していることを指摘したのである。Alexis de Tocqueville, L'Ancien régime et la Révolution : Oeuvres Complètes, tome II, 7éd., 1952, P. 271. なお、同法典の二面的・折衷的性格と、その歴史的意味に関しては、Reinhart Koselleck, Staat und Gesllschaft in Preußen 1815–1848, in: Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815–1848, hrsg. von Werner Conze, 1962, S. 79 ff.

(27) たとえば、「普通国法典」の序文（Einleitung: Von Gesetzen überhaupt）に曰く、「人間ノ普遍的権利ハ、他人ノ権利ヲ傷ケルコトナシニ、自己ノ幸福ヲ追求シ増進シウルトイウ自然的自由ニ立脚スル」と。Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, Neue Ausgabe, Berlin, 1816（以下 ALR と略記）Einl. §83. また、法典は「男女の同権」を原則的に規定し（ALR, T.I, Tit. 1 §24）、さらには「人類ノ普遍的権利ハ、未ダ生レザル小児ニモ、スデニソノ懐胎ノ時ヨリ、帰属スル」（ALR,T.I, Tit. 1 § 10）とうたっている。

(28) ALR, T.II, Tit. 6–Tit. 9.

(29) ALR, T.I, Tit. 1 § 2.

(30) ALR, T. I ,Tit.1 § 6.

(31) ラウマーは、フリードリヒ大王のもとにおいてすらブロイセンが、「完全ないみでの „institutioneller Flächenstaat“ とならず、したがって „Regionalismus“ がなお強度に存続した事実との関連で、この点に注目している。Kurt von Raumer, Absoluter Staat, korporative Libertät, persönliche Freiheit, HZ 183, S. 77 f.

(32) Koselleck, a.a. O., S. 82. コゼレックの引用するところによれば、シュタインの協力者たるアルテンシュタインは、一八〇七に、かような国制的状態について、次のように述べた。「国家における国民といったものも、真の意味での州（Provinzen）も存在していなかった。ただ、それぞれがバラバラの特殊利害をもつところの、種々の州における個々の身分（einzelne Stände in den verschiedenen Provinzen）のみが存在したのである」と。なお Tocqueville, op. cit., pp. 268–271. 参照。

(33) オーストリア、プロイセン以外の諸邦にもわたる、同種の事例については、本章の註（26）にあげた、W. Conze の監修になる論文集を参照。

(34) Böckenförde, a.a. O., S. 37. 因にベッケンフェルデの分析視角は、オットー・ブルンナー、ヴェルナー・ネフ等の、いわゆる „Strukturgeschichte“ のそれと本質的に同一だと考え

られる。

(35) Guido de Ruggiero, The history of European Liberalism, transl. by R.G. Collingwood, 1959, p. 2.

(36) Ruggiero, op. cit., p. 3. 「封建的国家の契約的性格は、君主と人民という両契約当事者の間の本源的な dualism に立脚している。そのさい人民とは、そのアクティヴな中核をなすところの特権的な諸団体を意味している。これこそゲルマン的諸民族の政治理念の特色であり、この理念が西欧では monistic なローマ的国家観念の上にかさなった。君主権力の源泉は、他の領主貴族のそれと異るものではなく、いずれの場合もひとしく、政治的主権を本来的に内包するところの所有権から流出するものである以上、かれらの相互関係は主権者対主権者、ヨリ厳密には、私的個人と私的個人、自由人と自由人との関係だということになる。」そしてルッジェロは、かかる「本源的な権利の平等性」が中世の封建君主制を組織する諸関係をつくり出したと同時に、将来における、君主と貴族とのコンフリクトの萌芽をも宿していたことを述べたのち、「近代の自由主義は、その起源において、かかるコンフリクトのどちらか一方の当事者とのみ結びついているのではなく、両者ともに、つまりコンフリクトそれ自体に結びついている」という意味深長なテーゼをかかげたのである。Ibid.

(37) Vgl. Böckenförde, a.a. O., S. 23 ff.

(38) Vgl. Böckenförde, a.a. O., S. 37 f. 因に、株式会社との比較論は、アベ・シェイエスはじめ、当時の啓蒙主義的政論家がしばしば用いた Formel であったが、メーザー自身の思考の特質は、むしろ、機械論的進歩思想とは対蹠的な有機体思想、歴史的に「生成」した事物への愛着、歴史への沈潜であったことをシェナーベルも指摘している。 Franz Schnabel, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert, Bd. 1, S. 190.

(39) Erwin Hölzle, Historisches Recht, in: Festschrift zum 70. Geburtstag von Theoder Mayer. I, 1954, S. 265 ff.; Ders., Bruch und Kontinuität im Werden der deutschen modernen Freiheit, in: Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Institut für geschichtliche Landesforschung des Bodenseegebietes in Konstanz, Bd. II., 1955, S. 159 ff.
なお、拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」第三章参照。因に、ルッジェロも、かれのいわゆる「封建的国家」（これは事実上ネフのいう「初期近代国家」と同じものなのだが）の「二元性」を規定していた旧き「自由」観念が、実にルソーの「社会契約」論においてすら、ある役割を演じていたことを洞察している。Ruggiero, op.cit., p. 3.

(40) Vgl. E. Lousse, La Commission internationale pour L'histoire des Assemblées d'états 1936–1956, Schweizer Beiträge zur Allgemeinen Geschichte, Bd. 14, S. 191.

(41) D. Gerhard, a.a. O., S. 319.

(42) ゲルハルトは「政治的な観点からしてすら、中央権力の制限は、決して身分制議会によってのみ行われたのではない」ことを、十八世紀にまでおよぶフランス、ドイツ、イギリスなどの事例に即して、明らかにしている、Ibid., S. 319－324.

(43) Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen., S. 147.; Ders., Typologie., S. 123.

(44) 註（13）を見よ。ハルトゥングによれば、ランデスヘルの課税にたいするシュテンデの同意は、それが間接にはグルントヘルにたいする領民の経済的給付能力を狭めたものであるかぎり、「身分的自由」の維持のために、シュテンデが敢て払うを辞さなかったものなのである。Hartung, a.a. O., S. 75.

(45) ベロウの「古典学説」的なドイツ中世国家観と完全に対応する、グルントヘルシャフトについての経済的・私法的な見方は、Below, Geschichite der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters, hrsg. von F. Lütge, 1937.（弘末雅三訳「ドイツ中世農業史」）を一読して明らかである。国制史においては„staatliche Herrschaft“と„private Herrschaft“とを明確に区別せねばならない、というのが、彼の基本的なテーゼだったのである。Ders., Die Anfänge des modernen Staats mit besonderem Blick auf die deutschen Territorien, in: Territorium und Stadt, 2. Aufl., S. 163.

(46) Vgl. Hintze, Typologie., S. 122.

(47) たとえば、一四七二年八月二十四日にブランデンブルク辺境伯アルブレヒトがシュテンデと結んだ租税協定では、ランデスヘルにたいして「吾が忠誠ナル Landtschafft」と呼びかけ（Quellen zur neueren Geschichte, Heft 17, S. 67.）、一五一四年のザュルテムベルクのテュービンゲン協約では、ヘルツォーク・ウルリヒにたいする、いま一方の契約当事者が„die landschaft“„gemaine landschaft“ということばで表現されている（Ibid., S. 72 ff.）。なお、ヘルビックの研究によれば、マイセンにおいては、シュテンデの間に未だ korporativ な結束ができあがっていない一三八七年において早くも、ランデスヘル家の兄弟ヴィルヘルム、ベルタザールの間に結ばれた Erbvertrag は、ランドシュテンデの意味で„Landschaft“の語を用いていた。Helbig, a.a. O., S. 198.

(48) Hintze, Typologie., S. 122.

(49) D. Brunner, Land und Herrschaft, 4. Aufl., S. 254 ff.

(50) このことは、ブルンナー自身がはっきり意識したところである。Vgl. Ders., Die Freiheitsrechte in der altständischen Gesellschaft, in : Festschrift zum 70. Geburtstag von Th. Mayer, I, S. 298.